

# 学校における生徒指導の体制について

守口市教育委員会

平素は、本市の学校教育の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、学校における生徒指導におきましては、学校・家庭・地域が連携して問題行動の未然防止に努めることが何より重要です。同時に、問題行動が発生した際には、被害を受けた子どもの立場に立った適切な指導を行い被害の拡大を防ぐとともに、加害行為を行った子どもの自覚を促す指導を家庭や関係機関等と連携して進めることも重要です。

つきましては、各学校においては、すべての子ども達が健やかに成長ができますよう、問題行動の重篤度に応じて、下記のとおり生徒指導を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 学校における生徒指導の体制

※問題行動の例を基に、教育的見地から、どのレベルとして指導するのが適切かを判断します。

(□いじめ、◇その他問題行動)

**問題行動の〔レベルⅠ〕** → 担任・学年教員が、注意・指導を行います。

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）
  - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行う。

**問題行動の〔レベルⅡ〕** → 管理職・生徒指導部が、保護者を交えて指導・改善を行います。

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
  - ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
- ※いじめについては、加害・被害児童生徒の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。  
※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行う。

**問題行動の〔レベルⅢ〕** → 学校が、関係機関と連携して校内での指導を行います。

- 暴言・誹謗中傷行為（人権を侵害するような書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの） □脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）
  - 暴力（殴る・蹴る等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの） ◇喫煙
  - ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等
- ※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行う。

**問題行動の〔レベルⅣ〕** → 教育委員会が、関係機関と連携して校外での指導を行います。

- 重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）
  - ◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等
- ※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

**問題行動の〔レベルⅤ〕** → 学校・教育委員会から警察・福祉機関等へ、対応の主体が移ります。

- 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）
- ◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等